○恵那市共同福祉会館条例

平成16年10月25日条例第108号

改正

平成23年３月23日条例第１号

平成25年12月20日条例第31号

平成28年12月27日条例第56号

平成30年12月25日条例第44号

令和元年12月25日条例第14号

恵那市共同福祉会館条例

（設置）

第１条　勤労者福祉活動の振興及び市民のコミュニティ活動の推進を図るため、恵那市共同福祉会館（以下「福祉会館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　福祉会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 恵那市共同福祉会館 | 恵那市長島町正家一丁目５番地13 |

（管理）

第３条　福祉会館の管理は、法人その他の団体であって別に定めるところにより、市長が指定したもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

（休館日）

第４条　福祉会館の休館日は、12月29日から翌年の１月３日までとする。

２　指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更することができる。

（利用時間）

第５条　福祉会館の使用時間は、午前９時から午後９時30分までとする。

２　指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

（利用の許可）

第６条　福祉会館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

(１)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(２)　福祉会館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(３)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(４)　その他福祉会館の管理上支障があると認められるとき。

（利用の制限）

第７条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(１)　前条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(２)　利用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(３)　利用者が、偽り又は不正の手段によって利用の許可を受けたとき。

(４)　天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(５)　公益上必要があると認められるとき。

(６)　その他福祉会館の管理上特に必要と認められるとき。

２　前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

（利用料金の納付）

第８条　利用者は、指定管理者に福祉会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

２　利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

（利用料金の減免）

第９条　指定管理者は、市長が規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

全部改正〔平成23年条例１号〕

（利用料金の不返還）

第10条　既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

全部改正〔平成23年条例１号〕

（特別の設備）

第11条　利用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備付けの器具以外の器具を持ち込んで利用しようとする場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（目的外利用、権利譲渡等の禁止）

第12条　利用者は、福祉会館を許可目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を他人に譲渡し、若しくは貸してはならない。

（原状回復義務）

第13条　利用者は、その利用が終わったとき又は第７条第１項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第14条　利用者は、建物、施設設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

２　市長は、利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者が行う業務）

第15条　指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(１)　福祉会館の利用の許可に関する業務

(２)　福祉会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(３)　その他福祉会館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定期間）

第16条　指定管理者が福祉会館の管理を行う期間は、指定を受けた日から５年間とする。

２　前項の期間の計算においては、指定を受けた日から同日後最初の３月31日までの間を１年間とする。

（委任）

第17条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成16年10月25日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の恵那市共同福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成14年恵那市条例第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　施行日前に、合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

４　施行日以後、第３条に規定する指定管理者の指定がなされるまでの間、福祉会館の管理及び利用料金については、この条例の規定にかかわらず、合併前の条例の例による。この場合において、第15条に規定する指定管理者が行うものとされる利用の許可に関する業務は、市長が行うものとする。

附　則（平成23年３月23日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成23年４月１日から施行する。ただし、第１条から第14条まで、第16条、第18条から第51条までの改正規定は、平成23年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例により改正される前の条例（以下「従前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　施行日前に、従前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料、利用料金、見学料、観覧料、入館料その他公の施設の使用に係る料金の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（平成25年12月20日条例第31号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料、利用料金、手数料、観覧料、入館料その他公の施設の使用に係る料金の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（平成28年12月27日条例第56号）

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　施行日前に、従前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料、利用料金、その他公の施設の使用に係る料金の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（平成30年12月25日条例第44号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和元年12月25日条例第14号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料、利用料金、手数料、観覧料、入館料その他公の施設の使用に係る料金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第８条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 使用区分 | 利用料金（１時間当たり） |
| 集会室（１階） | 営利を目的としない集会等に使用する場合 | 1,220円 |
| その他に使用する場合 | 2,130円 |
| 会議室（１階） | 営利を目的としない集会等に使用する場合 | 400円 |
| その他に使用する場合 | 610円 |
| 研修室（２階） | 営利を目的としない集会等に使用する場合 | 400円 |
| その他に使用する場合 | 610円 |
| 和室（２階） | 営利を目的としない集会等に使用する場合 | 400円 |
| その他に使用する場合 | 610円 |

備考

１　冷暖房設備を使用する場合の加算額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

２　使用する時間に１時間未満の端数があるときは、これを１時間に切り上げる。

全部改正〔平成23年条例１号〕、一部改正〔平成25年条例31号・28年56号・30年44号・令和元年14号〕